

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	全 員 協 議 会	場 所	全 員 協 議 会 室
		担 当 職 員	船 越 文 江
日 時	平成 2 8 年 6 月 2 0 日 (月 曜 日)		
		開 議	午 後 2 時 0 0 分
		閉 議	午 後 2 時 4 0 分
出 席 議 員	議 員 2 3 名 (欠 席 者 : 堤 議 員)		
執 行 機 関 出 席 者	桂 川 市 長、石 野 副 市 長 (市 長 公 室) 藤 村 室 長 (企 画 管 理 部) 木 村 部 長 (総 務 部) 大 西 部 長、石 田 課 長、牧 野 係 長 (ま ち づ くり 推 進 部) 桂 部 長、竹 村 担 当 部 長 (土 木 建 築 部) 柴 田 部 長、仲 田 課 長		
事 務 局 出 席 者	門 局 長、山 内 次 長、鈴 木 議 事 調 査 係 長、三 宅 主 任、池 永 主 任、船 越		
傍 聴	可・否	市 民 3 名、報 道 関 係 者 5 名	

会 議 の 概 要

1 4 : 0 0

1 開 議

〔 西 口 議 長 開 議 〕

〔 事 務 局 長 日 程 説 明 〕

2 行 政 報 告

(1) 訴 訟 に つ い て

〔 理 事 者 入 室 〕

〔 桂 川 市 長 状 況 説 明 〕

大規模スポーツ施設事業用地の調査測量業務に係る住民訴訟の状況について説明(別紙内容)

3 質 疑

< 酒 井 議 員 >

前市長の時にきちんと確認してやったと思ったから支払ったという説明であったが、何を見てやったと思ったのかを説明願いたい。

< 竹村担当部長 >

現況測量図を確認して、確かにやったと確認した。

< 酒井議員 >

結局やっていなくてもコピーを提出されているので、結果は変わらないわけであるが、これは詐欺ではないか。そのことについてはどうか。

< 竹村担当部長 >

現段階では調査中であるので、現時点でも公嘱協会では必要な測量を行っているということである。そのあたりも訴訟告知の中で明らかにしていきたい。

< 酒井議員 >

一部測量をしてなかったことを公嘱協会は認めているのか。

< 竹村担当部長 >

今回、測量は行ったがアクセスの測量のデータがあったので、測量データの一部と整合を図るために利用したと言っている。現況測量図を作成するだけの測量は行った。そのポイント数が、市に提出された出来高図と比べれば公嘱協会の測ったポイント数が少なかったということである。

< 酒井議員 >

測量をしていないということとどう違うのかわからない。ポイント数は足りなかったということではよいのか。

< 桂川市長 >

亀岡市としては、公嘱協会から測量をしたという申し出を受けて図面確認をし、測量したという認識をしたが、この間の調査において従前のあった図面を利用したということがわかってきた。しかしながら、公嘱協会としては平面図を作成する測量はしたと言っている。そここのところがはっきり明確になっていない。これからしっかりと調査をして、本当に公嘱協会がどこまで正確にやったのか、嘘はなかったのかどうか、一部ポイントを少なく測量したということであるから、当初のポイントと一部違う図面が出てきたということも含めて明らかにしていかなければならないと思っている。今後、亀岡市としては、公嘱協会が後付けのデータを用いて測量をしていないということになれば、何らかの法的な対応をとっていかなければならないと思っている。

< 酒井議員 >

ポイント数が足りないということは、測量していないことではないのか。

< 桂川市長 >

測量については、エリアの面積で平面図を作成するという測量であるので、ポイン

ト数が足りなくても測定のやり方によって測定はできるという状況がある。そのあたりの認識が亀岡市と公嘱協会との認識に違いがあるので、一部他のデータを使ったということを聞いたので、どのように使って測定をしていなかったのか、測定をした中で整合させたのかをこれから明確にしていきたいと思っている。

<木曾議員>

平成25年度一般会計決算審査の時に指摘した。重複する部分については、測定をしていないということであるならおかしいのではないかと再三質疑を行った。亀岡市の担当者の説明では、公嘱協会から書類をもらっているので支払った。何ら問題はないということであった。写真や現状の杭等を確認するものが必要ではなかったのか。あれば解決できる問題であった。証人である信吉土地家屋士協会長に書類等の確認等を行っていただいた結果、担当者の手元書類のみで確認しただけであって、正規の書類の不備という指摘であった。調査もしていない、測定もされていない部分に関して支出されたことは認定することができないということで、決算認定に反対した。亀岡市民の税金を支出するわけであるから、誰がみても支出が正当であると説明ができるものかと確認したら、請求された書類があるのだから問題が無いという一辺倒な回答であった。事業が終わったら現場写真を撮り、確認をしたうえで支出するのが本来である。現地で立ち会いもしていないし、写真も無い。これで公金を使うのはおかしいと決算で不認定にした。そのことについてどう考えるか。

<桂川市長>

出来高平面図（全ポイントが入った図面）があったと聞いているが、杭や写真は無かったのは残念である。今までは言われたままにやってきたが、公嘱協会は測定をしたと言っているので、訴訟告知をとって公嘱協会に説明を求めている。これから明確にしていきながら、今後の対応を考えていきたい。

<木曾議員>

亀岡市が立ち会いをしていないことからこのようなことになった。ポイントの数が違って不備が出てきたことについてどう思うか。

<桂川市長>

亀岡市は相手を信用してきたが、不備な点があったと思う。

<木曾議員>

不備が見つかったのだから、前市長に来てもらって説明願いたい。

<桂川市長>

裁判の中で調査していく。

<田中議員>

発注者はどうであったのか、検査調書はどうであったのか、どこに問題点があった

のかをしっかりと調査することを要望しておく。

<馬場議員>

損害賠償請求をするのか。

<桂川市長>

それなりの処置を考える。

<馬場議員>

詐欺的商法とも思える。

<桂川市長>

詐欺までは考えていない。

<酒井議員>

随契をこのまま続けるのか。

<桂川市長>

今後の経過を見ながら対応を考えていかなければならないと思う。

<酒井議員>

今後、絶対にこのようなことが起きないように要望しておく。本日の報告は、隠さずに言ってもらったことについては評価する。

<湊議員>

出来高平面図は誰が作成したのか。

<竹村担当部長>

公嘱協会である。

<湊議員>

平成26年10月に復元測量調査の結果を市長に提出したが、議会に報告がない。また、平成27年1月に監査委員より住民監査請求の結果47万円の返還を求められていることについても報告してほしい。

<桂川市長>

確認する。

<湊議員>

測量の対応については、内部で徹底した対応をしてほしい。これは要望とする。

<西口議長>

私からもお願いするが、今後新しい情報があれば直ちに議会に報告願いたい。以上で質疑を終了する。理事者は退席していただいて結構である。

〔理事者 退室〕

4 その他

< 西口議長 >

その他について事務局から何かあるか。

< 事務局長 >

特に無い。

< 西口議長 >

事務局から特に無いようなので、これをもって全員協議会を閉議する。

散会 14 : 40